

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 福祉総合情報システムにおける税連携不備について

資料1 福祉総合情報システムにおける税連携不備について

資料2 福祉総合情報システムにおける税連携不備に関する検証報告書

平成30年7月26日

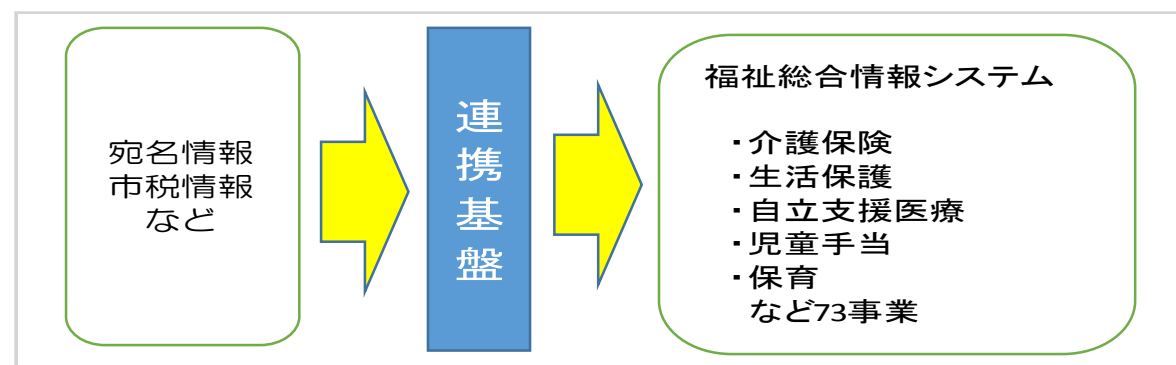
健康福祉局

福祉総合情報システムにおける税連携不備について

I 検証報告書（概要）

1 福祉総合情報システムの概要

○福祉総合情報システムは、住民主管課や税主管課が保有している宛名・市税情報等の最新情報を連携基盤システム経由で日々取り込み、介護保険事業等 73 の事業をシステム化した、本市福祉サービス全般にわたる事務を行うための総合情報システムで、平成 25 年度から順次稼働させたものです。



2 税連携不備が判明した経緯

平成 29 年 9 月 28 日	高津区児童家庭課からこども未来局こども家庭課へ平成 28 年度分の所得更正を行った者の情報が福祉総合情報システムに反映されていないという問い合わせがあった。
平成 29 年 9 月 29 日	多摩区高齢・障害課から介護保険課へ平成 28 年度分の市民税額変更決定を行った者の情報が福祉総合情報システムに反映されていないという問い合わせがあった。
平成 29 年 9 月下旬 ～平成 29 年 11 月下旬	委託業者に対し税情報がなぜ取り込まれていないのか調査させた。
平成 29 年 11 月下旬 ～平成 29 年 12 月下旬	委託業者に対し取り込まれなかった税情報が業務ごとにどのように利用されているのか状況の調査を実施させた。
平成 29 年 12 月下旬 ～平成 30 年 1 月下旬	委託業者に対し取り込まれなかった税情報により影響が出ている可能性がある市民を抽出させた。
平成 30 年 1 月下旬 ～平成 30 年 3 月中旬	各所管課において委託業者による抽出結果を元に詳細な影響調査を行うとともに調査・抽出した結果に誤りがないか再確認を実施した。

3 税連携不備による影響と対応状況

○稼働当初から過年度分税データ（平成 25～28 年度分）の一部が取り込めていなかったことにより、平成 25 年度から平成 29 年度の間、介護保険料及び給付費、保育所保育料、児童手当、児童扶養手当、小児医療費助成に関して事務処理を行った 345 人の方に対して、次のとおり不足や過剰が生じています。

(1) 介護保険

ア 介護保険料（影響が生じた期間：平成 25～28 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
徴収額が不足	310人	5,389,640円	保険料追加徴収 ※1
徴収額が過剰	11人	221,370円	保険料還付

※1 「徴収額が不足」の310人のうち、平成25～27年度分の267人の合計4,744,630円は、介護保険法第200条及び第200条の2の規定（2年で消滅）により「追加徴収」を行いません。

イ 介護給付費（影響が生じた期間：平成 25～28 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	17人	2,029,410円	給付費返還請求
支給額が不足	1人	62,169円	給付費追加支給

(2) 保育所 保育料（影響が生じた期間：平成 29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
徴収額が不足	1人	5,000円	保育料追加徴収
徴収額が過剰	2人	315,000円	保育料還付 ※2

※2 還付対象の保育料はいずれも未納の状況であることから、還付は行いません。

(3) 児童手当（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	4人	820,000円	手当返還請求

(4) 児童扶養手当（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	1人	18,020円	手当返還請求
支給額が不足	1人	507,800円	手当追加支給 ※3

※3 追加支給分は手続きを完了し支給しています。

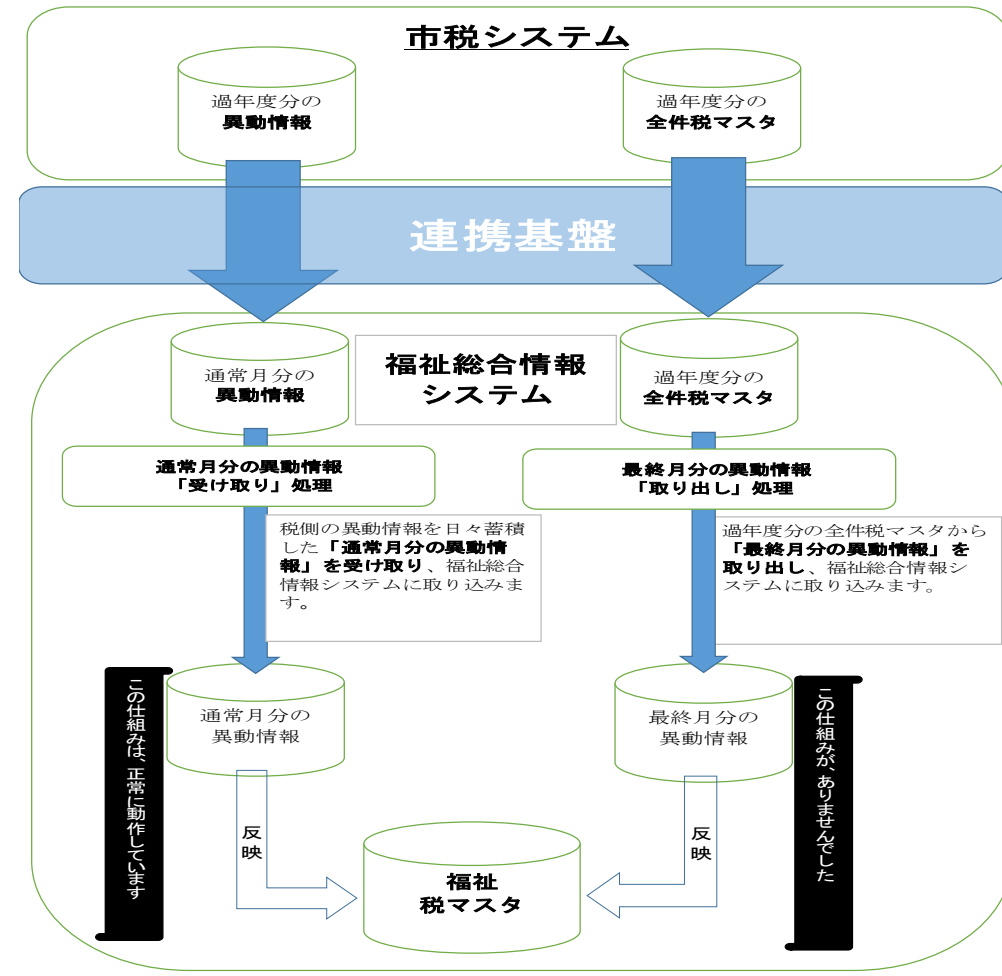
(5) 小児医療費助成（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
助成額が過剰	2人	111,989円	医療費助成返還請求

福祉総合情報システムにおける税連携不備について

4 税連携不備により過徴収及び徴収漏れが発生した状況について

○市税システムから修正申告などを行った過年度分及び過々年度分の異動情報を受け取るためには、「通常月分」と「最終月分」の二つの仕組みが必要でした。
 しかし、「最終月分」の仕組みがなかったため、「最終月分の異動情報」が福祉総合情報システムに取り込めなかったことにより、税情報を利用する業務において「最終月分の異動情報」に係る部分の保険料計算などが正しく行えず、過徴収又は徴収漏れが発生しました。



5 税連携検証委員会について

○福祉総合情報システムにおける税連携検証委員会を平成 30 年 5 月 14 日に設置しました。

(1) 設置目的

- ア 福祉総合情報システムにおける税情報の連携不備の原因究明に関すること。
- イ 再発防止策の検討に関すること。
- ウ その他必要な事項に関すること。

(2) 構成メンバー

委員長：健康福祉局長、副委員長：保健所長、生活保護・自立支援室長、長寿社会部長、地域包括ケア推進室長、障害保健福祉部長、医療保険部長、庶務課長、企画課長及び企画課システム担当課長

(3) 開催日

5月24日：第1回検証委員会 7月6日：第3回検証委員会
 6月15日：第2回検証委員会 7月11日：第4回検証委員会

6 税連携不備が発生した原因について

(1) 検証委員会によるヒアリングの概要

- ア 税連携不備の原因を究明するため、開発時のドキュメントを精査した結果、福祉総合情報システム構築時に財政局に対し税情報の利用依頼を行っており、平成 24 年 5 月 10 日に行った打ち合わせにおいて、当時の総務局システム管理課職員が発言している「異動データを蓄積していくことで市税システムのデータと同じデータとなる想定であるが問題ないか」との質問に対し、財政局市民税管理課職員が「持ち帰り確認する。」と回答している部分を重点確認項目としました。
- イ 上記打ち合わせに参加していた職員に対してヒアリングを実施しました。
 この結果、連携方法について疑義を感じていた職員はおらず、打ち合わせ時に生じた確認事項について記憶している職員もいないことが確認できました。

(2) 税連携不備が発生した原因について

- ア 今回の不備が発生した原因として次の 3 つが確認されました。
- イ 連携方法が変更されたことに伴う例外的な受け取り方法の有無などを確認していなかったこと。
- イ 関係局との打ち合わせにおいて持ち帰り確認などの案件については一覧化した管理が組織として行えていなかったこと。
- ウ 稼働後の 1 サイクル終了時の検証作業が実施されていなかったこと。

7 再発防止に向けた取り組みについて

- (1) システム開発に当たっては、課題だけではなく確認事項についても一覧化し、課題と同レベルの組織的な管理を行うこと。
- (2) 連携システム構築時における設計作業においては、組織として、例外処理の有無を確実に確認するとともにドキュメント化を行うこと。
- (3) 新たに構築した連携システムの検証作業においては、稼働時の検証だけではなく、年間を通した 1 サイクル終了時にも再度検証を実施すること。
- (4) 連携するシステムを運用している専門的な知識を有した委託業者を含む体制で開発・検証作業を実施すること。

○今回の問題は、本市が運用している他のシステムにおいても生じる可能性があることから、同様の問題が生じないように、この報告書を全庁的に共有していきます。

II 職員の処分などについて

(1) 職員への賠償請求について

本件では、介護保険料について、介護保険法による消滅時効が経過しているため、追加徴収が必要となった額のうち、合計 4,744,630 円は賦課が行えず徴収できませんでした。この時効対象分について、検証委員会の報告書と、弁護士の意見等を踏まえ、市として対応を検討いたしました。
 結果、当時の関係職員の職責に応じた過失が競合したことにより発生したものであるが、組織としての対応が十分でなかったことから、特定の職員への賠償請求は行わないことといたしました。

(2) 職員の処分について

本件では損失を市に与えたことは看過できることではないことから、開発時及び稼働時に関係した管理職のうち、在職中の 3 名に対し、開発時の総務部長、企画課長については文書注意、稼働時の企画課長については口頭注意を本日までに行いました。

福祉総合情報システムにおける
税連携不備に関する検証報告書

健康福祉局

平成 30 年 7 月 13 日

福祉総合情報システムにおける税連携不備に関する検証報告書

福祉総合情報システムにおいて発生した税連携の不備につきまして、過去の開発経緯を調査し原因を検証するとともに、再発防止に向けた取り組みの取りまとめを行いましたので報告いたします。

1 福祉総合情報システムの概要

福祉総合情報システムは平成 25 年度から順次稼働させた介護保険法、生活保護法、福祉五法（児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）、障害者総合支援法及び子ども・子育て支援法等、川崎市における福祉サービス全般にわたる事務を行うためのシステムです。

現在 73 の事業についてシステム化しており、各区役所、健康福祉局及びこども未来局の職員等がシステムを活用しています。

このうち 33 事業においては、課税状況に基づき徴収額や支給額等を算定する必要があることから、市民税情報を取り込む仕様となっています。

2 税連携不備が判明した経緯

平成 29 年 9 月 28 日	高津区児童家庭課からこども未来局こども家庭課へ平成 28 年度分の所得更正を行った者の情報が福祉総合情報システムに反映されていないという問い合わせがあった。
平成 29 年 9 月 29 日	多摩区高齢・障害課から介護保険課へ平成 28 年度分の市民税額変更決定を行った者の情報が福祉総合情報システムに反映されていないという問い合わせがあった。
平成 29 年 9 月下旬 ～平成 29 年 11 月下旬	委託業者に対し税情報がなぜ取り込まれていないのか調査させた。
平成 29 年 11 月下旬 ～平成 29 年 12 月下旬	委託業者に対し取り込まれなかった税情報が業務ごとにどのように利用されているのか状況の調査を実施させた。
平成 29 年 12 月下旬 ～平成 30 年 1 月下旬	委託業者に対し取り込まれなかった税情報により影響が出ている可能性がある市民を抽出させた。
平成 30 年 1 月下旬 ～平成 30 年 3 月中旬	各所管課において委託業者による抽出結果を元に詳細な影響調査を行うとともに調査・抽出した結果に誤りがないか再確認を実施した。

3 税連携不備による影響と対応状況

稼働当初から過年度分税データ（平成 25～28 年度分）の一部が取り込めていなかったことにより、平成 25 年度から平成 29 年度の間、介護保険料及び給付費、保育所保育料、児童手当、児童扶養手当、小児医療費助成に関して事務処理を行った 345 人の方に対する徴収額及び支給額について、不足や過剰が生じています。

介護保険料について、徴収額が不足している 310 人のうち、平成 25～27 年度分の 267 人の合計 4,744,630 円は、介護保険法第 200 条及び第 200 条の 2 の規定（2 年で消滅）により追加徴収を行いませんが、平成 28 年度分の 43 名については既にお詫びの文書を送付するとともに追加徴収のための作業を実施しています。

介護保険料を過徴収した 11 名、介護給付費に影響のあった 18 名の方についても個別に対応を実施しています。

また、保育料に影響のあった方 3 名、児童手当に影響があった方 4 名、児童扶養手当に影響のあった方 2 名、小児医療費助成に影響のあった方 2 名についても個別に対応を実施しています。

(1) 介護保険

ア 介護保険料（影響が生じた期間：平成 25～28 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
徴収額が不足	310 人	5,389,640 円	保険料追加徴収
徴収額が過剰	11 人	221,370 円	保険料還付

イ 介護給付費（影響が生じた期間：平成 25～28 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	17 人	2,029,410 円	給付費返還請求
支給額が不足	1 人	62,169 円	給付費追加支給

(2) 保育所 保育料（影響が生じた期間：平成 29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
徴収額が不足	1 人	5,000 円	保育料追加徴収
徴収額が過剰	2 人	315,000 円	保育料還付 ※1

※1 還付対象の保育料は、いずれも未納の状況であることから、還付は行いません。

(3) 児童手当（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	4 人	8 2 0 , 0 0 0 円	手当返還請求

(4) 児童扶養手当（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
支給額が過剰	1 人	1 8 , 0 2 0 円	手当返還請求
支給額が不足	1 人	5 0 7 , 8 0 0 円	手当追加支給 ※2

※2 追加支給分は手続きを完了し支給しています。

(5) 小児医療費助成（影響が生じた期間：平成 26～29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
助成額が過剰	2 人	1 1 1 , 9 8 9 円	医療費助成返還請求

4 税連携不備により過徴収及び徴収漏れが発生した状況について（別紙 1 参照）

福祉総合情報システムを構築する際、税情報の受け取りを物理的な磁気媒体を利用するのではなく、人手を介さずに受け取る仕組みを構築することとしました。

磁気媒体を用いて税情報を受け取る場合には、財政局で磁気媒体を作成する時期が決まっているため、健康福祉局で処理を行う際に最新の税情報を利用することはできませんでした。

このため、新しい福祉総合情報システムでは、財政局で保持している全件の市民税データ（以下「税マスタ」という。）と同じ内容の「福祉税マスタ」を持つこととしました。このような方式であれば、福祉税マスタの更新時期は健康福祉局で決められるため、より新しい税情報を使えるというメリットがあり、市民に対してより新しい税情報を利用した各種決定処理や判定処理などを行うことが可能となります。

人手を介さずに税情報を受け取るためには、「システム連携基盤※1（以下「連携基盤」という。）」を経由させる必要があります。

まず、市民税の定期課税時(6月上旬)に現年度分、過年度分、過々年度分の計3か年分の税情報を連携基盤を経由して財政局から受け取り福祉税マスタとして登録します。定期課税以降に生じた修正申告などの情報については異動情報として連携基盤を経由して日々受け取り、その情報を蓄積して「通常月分の異動情報」として福祉税マスタの更新をしていました。

税の「通常月分の異動情報」を受け取る仕組みは、6月上旬の定期課税後から翌年の定期課税の前まで続きますが、翌年の定期課税に近い「最終月分の異動情報」は、これとは別に「過年度分の全件税マスタ」の中から異動情報を取り出す仕組みが必要でした。

しかし、福祉総合情報システムを設計する際に、「通常月分の異動情報」を全ての月で受け取っていれば福祉税マスタは財政局で保持している税マスタと同じになると認識していました。

この結果、本来ならば「通常月分の異動情報」を「受け取る」仕組みと「過年度分の全件税マスタ」の中から「最終月分の異動情報」を「取り出す」仕組みの2つが必要であったにも関わらず「通常月分の異動情報」を受け取る仕組みしか構築していなかったため、毎年の定期課税の前に発生した「最終月分の異動情報」が、福祉総合情報システム側に取り込めない事象が発生していました。^{※2}

この「最終月分の異動情報」が福祉総合情報システムに取り込めなかったことにより、税情報を利用する業務において「最終月分の異動情報」に係る部分の保険料計算などが正しく行えず、過徴収又は徴収漏れが発生してしまいました。

※1 システム連携基盤とは、総務企画局システム管理課が運用しているシステム間の連携（データの受け渡し）を行うシステムです。連携基盤を利用することにより、共通機能である「文字コード変換」、「外字管理」などが利用でき、それぞれのシステムにおける機能の重複開発を抑制しています。連携基盤は電子申請や住民票などの各種証明書の発行などにも利用されています。

※2 「最終月分の異動情報」を取り出し、福祉総合情報システムに取り込む仕組みは、平成30年度にシステム改修により整備され、平成30年度分の処理は正常に稼働していることを確認しています。

5 検証委員会によるヒアリングの概要

税連携不備の原因を究明するため検証委員会を立ち上げ、開発時のドキュメントを精査した結果、福祉総合情報システム構築時に財政局に対し税情報の利用依頼を行っていることから、税の異動情報の利用方法を検討している打ち合わせに参加していた職員に対してヒアリングを実施することとしました。

特に平成24年5月10日に行った打ち合わせにおいて、当時の総務局システム管理課職員が発言している「異動データを蓄積していくことで市税システムのデータと同じデータとなる想定であるが問題ないか」との質問に対し、財政

局市民税管理課職員が「持ち帰り確認する。」と回答していることについては、重要項目として確認を実施しました。

(1) 当時の健康福祉局企画課職員に対するヒアリング

ア 実施人数 3人

イ 内容

- ・ 税情報の受取方法の認識
- ・ 打ち合わせ時の状況
- ・ 市民税管理課への質問の回答確認
- ・ 稼働後の検証方法

ウ 結果

- ・ 連携基盤経由で税の異動情報の受け取りを行うこととなっていたが、特に問題があるという認識はなかった。
- ・ この会議ではないが、現年度分情報の連携パターンの確認を行い、その中で例外パターンの話をした記憶がある。
- ・ 「異動データを蓄積していくことで市税システムのデータと同じデータとなる想定である」ことの確認をしたことを記憶している者はいなかった。
- ・ 稼働当初は人事異動の直後だったこともあり、仕様書に記載されている検証作業のみ行っている。

(2) 当時の総務局システム管理課職員に対するヒアリング

ア 実施人数 2人

イ 内容

- ・ 税情報の受取方法の認識
- ・ 打ち合わせ時の状況
- ・ 市民税管理課への質問の意図

ウ 結果

- ・ 異動情報の受け取り方については、情報システム全体最適化の観点から連携基盤経由で行うことが原則であるとした。
- ・ 打ち合わせではシステム管理課として税の異動情報の流れなどを確認するよう指摘していた。
- ・ 「異動データを蓄積していくことで市税システムのデータと同じデータとなる想定である」ことを質問したのは、今までと処理方法を変更するため整合性が担保されることを確認したものである。

(3) 当時の財政局市民税管理課職員及び税制課職員に対するヒアリング

ア 実施人数 4人

イ 内容

- ・ 税情報の受取方法の認識

- ・ 打ち合わせ時の状況
- ・ 市民税管理課への質問の回答の有無

ウ 結果

- ・ 異動情報の受渡方法は、当初は従来と同じカートリッジでの受け渡しの依頼をしたが、打ち合わせの結果、最終的に連携基盤経由で税の異動情報を渡すこととした。
- ・ 「異動データを蓄積していくことで市税システムのデータと同じデータとなる想定である」ことに対する回答の有無について、記憶のある者はいなかった。

6 税連携不備が発生した原因について

(1) 税連携不備が発生した原因について

開発当時の関係職員などへのヒアリングから、次のとおり、3つの原因があることが確認されました。

ア 例外的な方法の確認漏れ

健康福祉局企画課内においては連携基盤を利用し、人手を介さずに異動情報を受け取る方針は開発当初から一貫しており、このことは財政局との打ち合わせの中で理解を得ました。

しかし、カートリッジを用いて異動情報を受け取る旧福祉システムから連携基盤を経由して異動情報を受け取る福祉総合情報システムへと、異動情報の受取方法が変更されたのであれば、通常の方法を確認するとともに例外的な受取方法の有無なども確認すべきでしたが行えていませんでした。

イ 確認事項の未管理

財政局市民税管理課へ税マスタの利用依頼をする直前に行った平成 24 年 5 月 10 日の打ち合わせにおいて、当時の総務局システム管理課職員が「異動データを蓄積していくと市税システムのデータと同じデータとなるか。」と質問し、市民税管理課職員は「持ち帰り確認する。」と回答しています。健康福祉局企画課職員は、この確認事項の最終確認をしなかったと思われます。

打ち合わせを実施した際に課題となった案件は一覧化した課題管理を行っていましたが、持ち帰り確認などの案件については一覧化した管理が組織として行えていませんでした。

ウ 1 サイクル終了時の検証作業の未実施

一般的に大規模なシステムが稼働した直後は非常にあわただしく、区役所や所管課からの問い合わせが頻発し、担当者が忙殺されることが多くあります。

このような中でも税連携の受取方法を変更した場合には、事前確認や事後

の確認を通常より強化して行うことが非常に重要といえます。

今回の場合、福祉総合情報システム稼働後に、通常月分の異動情報を連携基盤経由で受け取り、福祉税マスタに正常に取り込まれている検証はなされていましたが、年間を通した1サイクル終了時の検証作業は行われていませんでした。

(2) 税連携不備の発覚が遅れた原因について

福祉総合情報システムは平成25年5月に稼働しましたが、平成29年9月下旬に区から問い合わせがあるまで、税連携不備を把握することができませんでした。健康福祉局企画課において、稼働日以降の区役所や所管課からの税連携不備に関する問い合わせ状況を確認しましたが、今回の事象に該当するような問い合わせはありませんでした。

今回の税連携不備の原因は、当初課税後に変更となった情報を受け取るために、通常月分と最終月分の税情報を取り込む二つの仕組みを作らなければならなかったところ、通常月分の仕組みしか作成していなかったことでした。このため、通常月分の異動情報の取り込みは正常に行えていましたが、最終月分の異動情報のみ取り込みが行えていませんでした。通常月分の異動情報は正常に取り込めていたため、具体的な事例に基づいた取り込み漏れなどの指摘がない限り、健康福祉局企画課職員が今回の税連携不備に気づくことは困難であったと考えられます。

7 再発防止に向けた取り組みについて

(1) 確認事項の見える化

他システムから異動情報などを受け取るような連携処理を構築する場合、他システムの詳細な状況や運用方法を職員が全て把握することは非常に困難です。このため、他システムとの連携処理を構築する際には、常に今回と同様の問題が発生する危険性があるといえます。

今回の場合、所管課との打ち合わせに際して発生した課題については、一覧化して管理をしていました。しかし、持ち帰り確認する案件などは、いつまでに確認をするのか、確認した結果はどうなったのかを組織としてチェックをする仕組みが整備されていませんでした。今後は確認事項についても一覧化し、課題と同レベルの組織的な管理を行う必要があります。

(2) 例外処理の確認

今回の場合、打ち合わせの中で異動情報を蓄積することにより財政局が保持している税マスタと同じになるか確認しているにも関わらず最終的な確認を行っている形跡がありませんでした。ヒアリングを行った中でもこの内容については、はっきりとしたことはわかりませんでしたが、結果的には、最終月分

の異動情報の取り込みがない形式での税マスタの利用依頼をしています。

よって、今後の連携システム構築時における設計作業においては、異動情報などの連携方法が複数存在するのか、例外処理はあるのかなどを確実に確認する必要があります。この結果を例外処理の有無を含めてドキュメントとして残しておくことにより、組織として確認漏れを防ぐとともに後日チェックを行う際の確認資料として活用することができます。

(3) 検証作業の強化

連携基盤を経由して税の異動情報を受け取ることにより最新の税情報を取り扱うことができるメリットはありますが、受取方法を変えたことに伴い福祉側の福祉税マスタと財政局が保持している税マスタの整合性を確認する検証作業の強化が必要であると認識すべきでした。

福祉総合情報システムにおける税の異動情報の受け取りは、6月の定期課税後から翌年6月の定期課税前までを1サイクルとする処理でしたが、システム構築後の検証作業において通常月の異動情報が正常に受け取れていたため、システム上の問題はないと判断されています。

しかし、今回のように新たに構築した連携システムの検証作業においては、稼働時の検証だけではなく、年間を通した1サイクル終了時にも再度検証を実施すべきでした。今回の場合でいえば、次年度の定期課税後に福祉総合情報システム側で保有している福祉税マスタと財政局で保持している税マスタを比較することにより異動情報の漏れを早期に確認することは可能であったと考えます。

(4) 開発体制の強化及び稼働後検証作業の重要性の共有

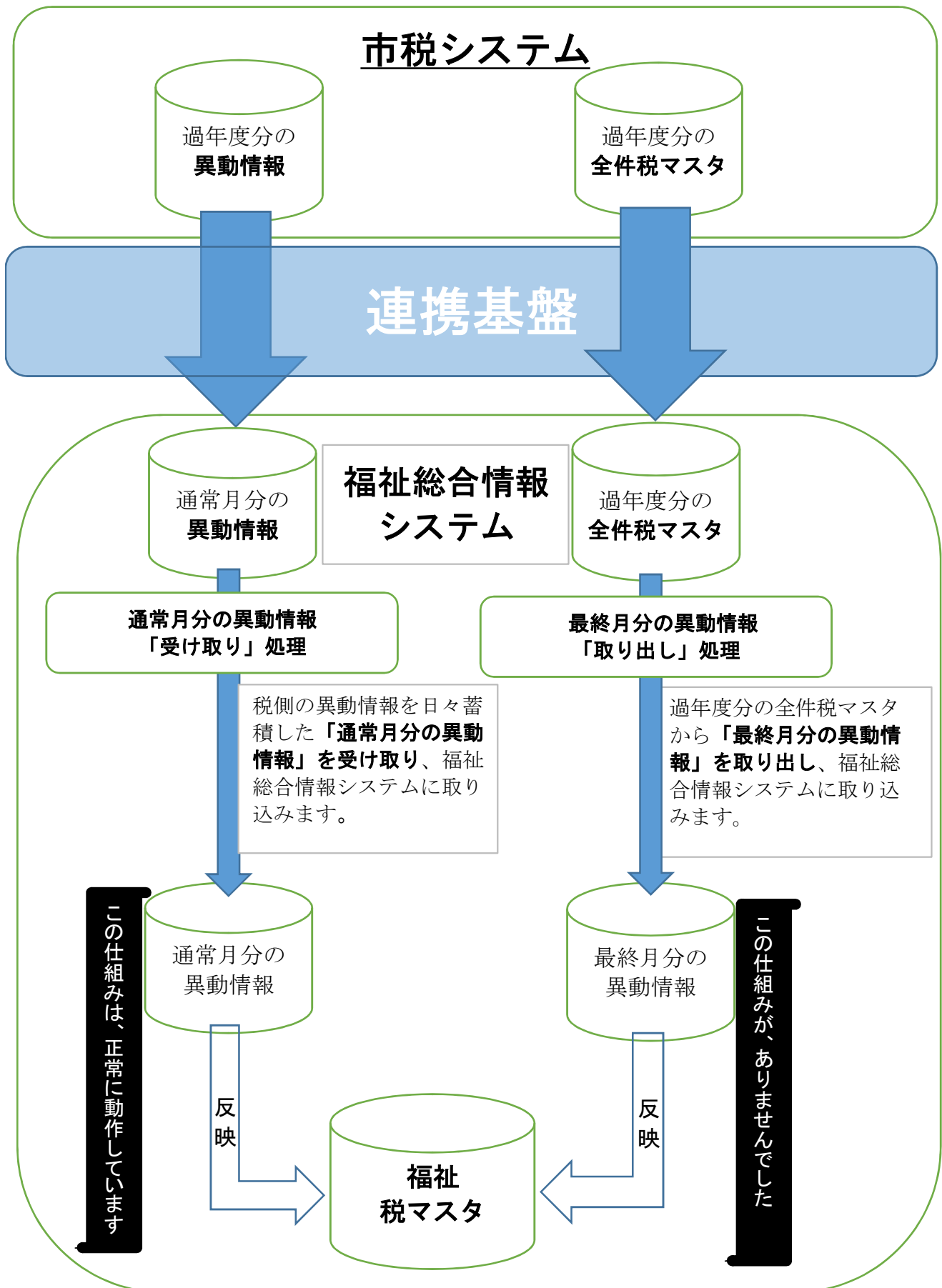
他システムとの連携処理に限らず、システム構築時の設計作業及び検証作業の実施方法、実施時期を検討する際には、本市職員、コンサル事業者及び開発事業者だけではチェックしきれない部分が存在することがあります。このようなことを想定し、連携するシステムを運用している専門的な知識を有した委託業者を含む体制で開発・検証作業を実施する必要があります。

併せてシステム構築時だけでなくシステム稼働後の検証作業の重要性を職場全体で共有し、検証作業を実施する仕組みを構築する必要があります。

なお、今回の問題は、本市が運用している他のシステムにおいても生じる可能性があることから、同様の問題が生じないようこの報告書を全庁的に共有していきます。

※市税システムから修正申告などを行った過年度分及び過々年度分の異動情報を受け取るためには、「通常月分」と「最終月分」の二つの仕組みが必要でした。

次の図は過年度分について記載していますが、過々年度分についても同様です。



福祉総合情報システムにおける税連携検証委員会の経過

- 3月20日 報道発表
- 5月14日 福祉総合情報システムにおける税連携検証委員会設置
- 5月24日 第1回検証委員会
- 5月30日～6月 1日
関係職員ヒアリング
- 6月15日 第2回検証委員会
- 7月 6日 第3回検証委員会
- 7月11日 第4回検証委員会

福祉総合情報システムにおける税連携検証委員会設置要領

30 川総企第 92 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要領は、福祉総合情報システムにおける税情報の連携不備の原因検証及び再発防止等を図るため、福祉総合情報システムにおける税連携検証委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 福祉総合情報システムにおける税情報の連携不備の原因究明に関すること。
- (2) 再発防止策の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、健康福祉局長、生活保護・自立支援室長、長寿社会部長、地域包括ケア推進室長、障害保健福祉部長、保健所長、医療保険部長、庶務課長、企画課長及び企画課システム担当課長で構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、健康福祉局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 5 条 委員会に副委員長を置き、保健所長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(関係者等の出席)

第 7 条 会議は、調査検証事項について必要と認めるときには、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、庶務課及び企画課に置く。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。